

中小企業勤労者共済制度 働く人のハートピア共済

中小企業で働いている未組織の勤労者の福祉の向上を目的とする共済制度です。

◇概要

- ・加入できる人は、県内に住所または勤務先がある中小企業の勤労者
 - ・死亡・障害・入院・住宅災害等の不測の事態に対してセットで保障し、また、結婚、出産等にも給付
- ※入院は、5日以上入院した時に、1日目から給付金をお支払いします。

◇月額掛金

1型 450円 2型 900円
3型 1,500円 4型 2,000円
高齢者型 450円
ファミリー型 500円

※事業所が従業員のために共済掛金を負担した場合、損金または必要経費として算入できます。

◇問い合わせ先

商工労働課 (☎ 82-1151)

多重債務相談

相談日と会場が変更になりました。

◇相談日 毎日曜日

(10:00～12:00, 14:00～16:00)
毎木曜日 (19:00～21:00)

※都合により実施しない日があります。事前にお問い合わせください。

◇ところ

小野田勤労青少年ホーム 音楽室

◇問い合わせ先 NPO法人ほっとの会

担当：中村 (☎ 090-7546-0898)
消費生活相談窓口
(商工労働課内 ☎ 82-1150)

全国物価統計調査

11月21日現在で、平成19年全国物価統計調査が行われます。

これは、消費者が購入する主な商品の販売価格やサービス料金など、価格決定に関する様々な要素を幅広く調査するもので、調査結果は物価政策をはじめ、各種行政施策を立案する際の重要な資料として活用されます。調査は、全国約13万の小売店舗と、約4万の飲食店・サービス事業所等を対象とします。ご協力をお願いします。

◇問い合わせ先

企画課 (☎ 82-1130)

第10回市民ゴルフ大会

◇対象 市内在住または在職の人

◇とき 11月18日(日)

◇費用

13,500円(諸経費、参加費を含む)
※セルフは11,500円です。
※団体戦参加チームは、別途1,000円が必要です。チームの人数が3人未満の場合は申し込みません。

◇申込期限 11月12日(月)

◇申込方法 市民体育館に備え付けの申込書に4人1組で記入し、ゴルフ場に持参するか、FAXにて申し込んでください。個人戦に3人以下での申し込みの場合は、組合せをゴルフ場に一任してください。

◇ところ・申込先

プレジデントカントリー倶楽部山陽
(☎ 72-1611 FAX 72-1615)

◇問い合わせ先

山陽小野田市ゴルフ協会運営委員会
(市民体育館内 ☎ 84-2430)

住まいと防災講座

新潟中越沖地震の発生など、地震大国といわれるわが国での「耐震」への注目は増す一方です。また、火災による被害のほとんどが住宅での被災であることから、住宅用火災警報器設置の法改正も行われました。これらについて、実際の耐震診断・改修についての映像と、講師を招いての講演会を開催します。

◇とき 11月7日(水) 18:30～

◇ところ

中央図書館2階 視聴覚室

◇問い合わせ先

(社)山口県建築士会小野田支部
(建築住宅課内 ☎ 82-1167)

小型ボイラー取扱業務特別教育

◇とき・ところ

- 10月29日(月) 9:00～17:00
山口県社会福祉会館2階第4会議室
 - 10月30日(火) 9:00～13:10
第一産業(株)(防府市 三田尻)
- ※2日続けて受講してください。

◇受講料

会員：10,000円 非会員：12,000円
※別途テキスト代700円が必要。

◇申込方法

申込用紙に記入のうえ、受講料を添えて郵送または持参

◇申込期限 10月22日(月)(必着)

◇問い合わせ・申込先

〒745-0034
周南市御幸通り一丁目5番地
(住友生命ビル3階)
(社)日本ボイラ協会山口支部
(☎0834-32-2942 FAX 0834-32-2952)



ごみを出すときの ワンポイントアドバイス ～環境課からのお知らせです～

■新しい「家庭ごみの出し方」説明会

市では、来年1月からごみの分別区分を改め「家庭ごみの出し方」を変更する予定です。

今後、広報等を通じて新しい分別区分をお知らせしますが、個別に自治会・団体等で説明会の開催を希望される場合は、環境課までお申し込みください。

○問い合わせ先 環境課 (☎ 82-1143)

起業家支援センター

日の出市場の出店者を募集します

問い合わせ・申込先 商工労働課 (☎ 82-1150)

自分のお店を持ちたい人、新しく事業を起こしたい人の申し込みをお待ちしています。

- ◇場所 日の出三丁目1番28号
- ◇面積 1区画 15.32㎡(全3区画)
- ◇使用料 月額 15,750円(消費税込み)
- ◇応募資格 市内に住民票があり、事業に関する具体的な計画を有していること、市税等の滞納がないことなど
- ◇使用期間 1年間(3年間まで延長可能)